

# 園 則

学校法人 浅川学園  
認定こども園ひかり園

# 認定こども園 ひかり園 園則

## 第1章 名称 位置 目的 入園資格

### (施設の名称等)

第1条 学校法人 浅川学園が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 認定こども園 ひかり園

(2) 所在地 長野市檀田2丁目8番22号

### (施設の目的)

第2条 認定こども園ひかり園（以下「本園」という）は、0歳から小学校就学前子どもに対し、その子ども自身が本来持っている能力を高める上で必要な特定教育・保育を一体的に行う。また、子どもの健やかな心身の成が育まれるよう常に適切な環境を整えると共に、子どもの保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、0歳から就学前子どもを、個々の心身発達に合わせた遊びを中心に、その遊びの連續性を尊重し、質の高い特定教育・保育を行う。

2 本園は、園職員が乳幼児の特定教育・保育に関する専門性を高め、深めていくために、常にその資質向上に努める。

3 本園は、地域の子育て拠点として、子育ての支援を必要とする保護に対して積極的に情報などの提供を行う機会を設ける。

### (提供する特定教育・保育の内容)

第4条 『目標や理念』～強く・正しく・明るく・優しい子ども～

本園は、子どもの人生のスタートからその個性を尊重し、関係する人との和を為すための特定教育・保育を家庭や地域との協働により目指していく。

## 『ねらいや概要』

本園は、子どもの力と考えを信じて待ち、子どもが本来身に着けている力を見出しっぐのが保育者の役割とする。保育者は、子どもが今何を考えているか、何が一番やりたいのかをつかみ、最小限の援助でサポートすることにより、子どもの主体性を伸ばす。

そして、子どもを一人の人格として接し、大人が教えるのではなく、むしろ子どもに教わるというスタンスで臨む。

また、地域の恵まれた自然環境を生かすことや、さまざまな人との関わりを大切に考え、異年齢交流、地域の人との交流の機会ができる限り活用する。そこでの出会いを通して生まれる遊び、体験が更なる意欲につながることで、子どもの創造力、優しさを育む環境創造を目指す。

#### (入園資格)

第5条 本園に入園できる者は、生後7か月から小学校就学前の乳幼児とする。

### 第2章 組の組織 収容定員 職員組織

#### (学級編成及び利用定員)

第6条 学級編成及び利用定員は、次のとおりとする。

##### ○学級編成

すみれ組・すずらん組 / 年長児

さくら組・ひまわり組 / 年中児

たんぽぽ組・ちゅうりっぷ組 / 年少児

りす組 / 2歳児 ことり組 / 1歳児 ひよこ組 / 0歳児

##### ○利用定員(単位：人)

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	-	-	-	26	22	22	70
2号・3号	6	10	14	14	18	18	80
計	6	10	14	40	40	40	150

#### (職員組織)

第7条 本園に、次の教職員を置く。なお、職員数については、長野市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長野市規則第43号）第6条に規定する基準以上を配置するものとし、入所人員により年度ごと増減するこ

とがある。

(1) 園長 1名

0歳から5歳児までの園児の特定教育・保育及び、それに携わる保育教諭の業務全般の掌握。

(2) 主幹保育教諭 2名

園児の養育および保育教諭の資質向上に努める。

地域に開かれた窓口として、未就園児とその保護者を対象とした育児相談等に携わる。

(3) 保育教諭 9名以上

主幹保育教諭補佐、専門・分野別リーダー含む。

園児の保育、教育の質の向上に努める。

(4) 保育教諭補助 数名

保育教諭の職務を助ける。

(5) 事務員 1名以上

保育教育環境の質の向上のための制度設計に努める。

(6) 調理員・栄養士 1名以上

園児、職員の食育向上に資する。

(7) 運転手・庶務 4名

園児、職員の安全快適な環境条件整備に努める。

(8) 園医(非常勤) 1名

園児の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

(9) 歯科医(非常勤) 1名

園児の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

(10) 学校薬剤師(非常勤) 1名

園の環境・衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

### 第3章 保育年数 学年 保育期 特定教育・保育を行わない日

(保育年数 学年)

第8条 本園の保育年数は1ヶ年乃至6ヶ年とし、学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(保育期)

第9条 本園は、学年を次の3保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から 7月31日まで

第2保育期 8月1日から 12月31日まで

第3保育期 1月1日から 3月31日まで

(特定教育・保育を行わない日)

第10条 本園の特定教育・保育を行わない日は原則、次のとおりとする。

<1号認定>

土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～12月31日及び1月2日、1月3日)、  
夏期休園、冬期休園、春期休園、その他園長が必要と定めた休日

<2号・3号認定>

日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～12月31日及び1月2日、1月3日)

2 本園は、前項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に示す休業日に特定教育・保育を提供することがある。

3 本園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

第4章 教育課程 教育日数・特定教育・保育の提供を行う時間

(教育課程)

第11条 教育内容は、健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作・工作とする。

(教育日数・時間)

第12条 本園の教育日数は、毎学年195日以上とする。1日の教育時数は、4時間以上とし、前条に従って教育を行う。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第13条 本園の特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

<1号認定>	9時00分～15時00分
預かり保育（早朝）	7時30分～9時00分
（夕方）	15時00分～18時30分
<2号・3号短時間認定>	8時30分～16時30分
時間外保育（早朝）	7時30分～8時30分
（夕方）	16時30分～18時30分
<2号・3号標準時間認定>	7時30分～18時30分

2 本園の開所時間は、7時30分から18時30分までとする

## 第5章 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等

入園 同意契約 退園 課程修了及び褒賞

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第14条 本園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒まない。

2 本園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの本園の利用が決定されたときは、これに応じる。

（入園申込み）

第15条 入園しようとする者は、市の支給認定を受け、園所定の入園申込書を保護者から園長に提出するものとする。

各支給認定の入園選考基準については下記のとおりとする。

<1号認定>

面接、募集定員を上回る申し込みがあった場合は抽選を行う。

抽選方法は、事前の園見学の有無、本園の園開放事業の参加の有無などを考慮し、公平公正の姿勢で行う。

<2号・3号認定>

募集定員を上回る申し込みがあった場合は、市の利用調整により決定し受け入れを行う。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第16条 本園は、入園を承諾または内諾された園児の保護者と、あらかじめ重要事項の内容を確認し、同意を得たうえ、利用契約を締結する。

2 本園の園児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 園児の保護者から本園の利用に係る取り消しの申し出があったとき。

(3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(課程修了)

第17条 本園で定める保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(褒賞)

第18条 心身の発達が著しく他の模範となる者に対しては、これを褒賞することがある。

## 第6章 緊急時等における対応方法 災害等非常時の対策

(緊急時等における対応方法)

第19条 本園職員においては、特定教育・保育時間中に園児の体調の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに当該園児の保護者へ連絡を行うとともに、状況により、医療機関へ搬送をする等の措置を行う。また、当該園児の保護者との連絡が取れない場合で、園長等が緊急性を判断した場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を行う。

2 本園は、特定教育・保育の提供により重大な事故が発生した場合は、直ちに市の担当部署及び当該園児の保護者に連絡すると共に必要な措置を講じる。

(災害等非常時の対策)

第20条 本園は、非常時において、消防計画書により適切かつ迅速な対応を施す。

## 第7章 虐待の防止、苦情解決について

(虐待の防止)

第21条 乳児・幼児の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じる。

- (1) 本園は、虐待防止に関する責任者を選定する。
- (2) 本園は、虐待の防止を啓発するための職員に対する研修を実施する。
- (3) 本園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (4) 本園は、苦情に対する改善内容については、関係者に報告する。また、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(苦情解決)

## 第22条

本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して周知するとともに、苦情に対して次の必要な措置を講じる。

- (1) 本園が苦情を受け付けた際は、すぐに事実関係を調査し、苦情申し出者との話し合いによる解決に努め、その結果、必要な改善を行う。
- (2) 本園は、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録を整備する。
- (3) 本園は、市からの指導がある場合は、それに準じ改善を図る。また、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (4) 本園は、苦情に対する改善内容について関係者に報告する。また、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

## 第8章 秘密保持、記録の整備について

(秘密保持について)

第23条 本園の職員は、業務上知り得た園児及びその家族の秘密を保持する。

- 2 本園は、子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 本園の職員でなくなった後においても同様に、秘密を保持する。
- 4 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行うものその他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定

めのある場合は除く。

(記録の整備について)

第24条 本園は、特定教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1) 特定教育・保育の実施に当たっての計画 5年間保存
- (2) 提供した特定教育・保育に係る提供記録 5年間保存
- (3) 市町村への通知に係る記録 5年間保存
- (4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存
- (6) 児童保育要録・幼稚園児指導要録 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 (学籍に関する記録については20年間保存)

第9章 納入金について

(保育料その他費用等)

第25条 本園は、長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年長野市条例第42号。以下市特定教育・保育施設等基準条例という。）第13条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を園児の保護者から徴収する。

- 2 本園は、市特定教育・保育施設等基準条例第13条第3項、4項の規定により、別表1に掲げる上乗せ徴収、別表2に掲げる実費を徴収する。
- 3 本園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。
- 4 本園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表4に掲げる費用を徴収する。
- 5 園児の保護者は、出欠の有無にかかわらず、毎月園指定日までにその月分の保育料その他費用を園に納入しなければならない。

(既納分の処置)

第26条 すでに納入した納入金等は、理由のいかんに関わらず返還しない。

ただし、感染症等により行政及び園からの登園自粛要請に従い欠席した場合は、返

還する場合がある。

<付 則>

- 1 この学則は、平成15年4月1日から実施する。
- 2 この学則実施についての必要な事項は、園長が別に決める。
- 3 平成16年4月1日改訂  
　　第6章 第18条 1項及び2項。
- 4 平成17年4月1日改訂  
　　第1章 第3条  
　　第6章 第18条 1項及び2、3、4、5項  
　　第6章 第19条 1項及び2項
- 5 平成18年4月1日改訂  
　　第6章 第18条 1項及び2項
- 6 平成27年4月1日改訂
- 7 平成28年4月1日改訂
- 8 平成29年2月1日改訂
- 9 平成29年4月1日改訂
- 10 平成30年4月1日改訂
- 11 平成30年11月17日改訂
- 12 平成31年3月15日改訂
- 13 令和元年10月1日改訂
- 14 令和3年4月1日改訂
- 15 令和3年12月1日改訂
- 16 令和4年4月1日改訂
- 17 令和5年4月1日改訂

別表1（特定教育・保育の提供に要する上乗せによる利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
環境維持費	公定価格（施設型給付費・保育料）で賄うことのできない保育環境の充実（園庭整備、教具遊具の整備など）、その維持に係る費用	月額1,000円(年少児以上) *2020年度より

別表2（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食費(2号認定：おやつ代を含む)	給付費に含まれていないため 1号認定、2号認定 給食日数に限らず、年額を12か月で除した定月額とする	月額 6,700 円(1号認定) 月額 7,300 円(2号認定) 月額 2,000 円(副食費が免除対象の場合) 〈療育施設等併用〉 月の保育日数×300 円 副食費免除対象 月の保育日数×100 円
送迎バス料金(利用者のみ)	保育料に含まれていないため	月額 2,500 円(往復利用) 月額 1,250 円(片道利用) 〈療育施設等併用〉 月額 1,500 円(往復利用) 月額 750 円(片道利用)
保育用品等購入代金	保育料に含まれていないため	制服概ね 50,000 円、 保育用品概ね 15,000 円、 行事等に係る費用 概ね 20,000 円

別表3 保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担

項目 金額認定区分	利用時間	金額
保育短時間	<p>【月曜日～土曜日】</p> <p>① 7時30分～8時30分</p> <p>② 16時30分～17時00分</p> <p>最長18時30分まで</p>	<p>① 日額90円</p> <p>② 日額120円</p> <p>以降30分毎30円</p> <p>上限4,000円</p>

別表4 教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担

利用日	利用時間	金額
月曜日～金曜日	<p>① 7時30分～9時00分</p> <p>② 15時00分～18時30分</p> <p>最長18時30分まで</p>	<p>① 日額90円</p> <p>② 30分毎30円</p> <p>上限4,000円</p>
土曜日・夏休み等園の定める休園日	9時00分～15時00分	<p>日額 600円</p> <p>給食代 300円（回）</p> <p>おやつ代 30円（回）</p>